



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

38	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	1
39	〃	(〃).....	2
40	指定障害児通所支援事業者の廃止	(障害福祉課).....	2
41	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(〃).....	2
42	指定障害児通所支援事業者の指定	(〃).....	2
43	指定障害福祉サービス事業者の指定	(〃).....	3
44	〃	(〃).....	3
45	〃	(〃).....	3
46	〃	(〃).....	4
47	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	4
48	紀の川左岸土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課).....	5
49	県営水利施設整備事業の工事の完了	(〃).....	5
50	県営中山間総合整備事業の工事の完了	(〃).....	5
51	県営ため池等整備事業の工事の完了	(〃).....	5
52	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	6
53	農用地利用配分計画の認可	(〃).....	6
54	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	7
55	公共測量の終了	(技術調査課).....	7
56	道路の区域変更	(道路保全課).....	7
57	道路の供用開始	(〃).....	7
58	一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課).....	8

告 示

和歌山県告示第38号

和歌山県田辺市中辺路町西谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成28年3月7日まで
- 成果の名称
和歌山県田辺市中辺路町西谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 調査を行った地域
和歌山県田辺市中辺路町西谷の一部地区

5 認証年月日
平成28年12月26日

和歌山県告示第39号

和歌山県田辺市中辺路町大川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成28年3月4日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市中辺路町大川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市中辺路町大川の一部地区
- 5 認証年月日
平成28年12月26日

和歌山県告示第40号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成29年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3052400 144	つばさ	西牟婁郡白浜町106 8番地2	児童発達支援	特定非営利活動 法人ころん	西牟婁郡上富田町岩 田356番地の2	平成 28. 12. 31
			保育所等訪問支援			

和歌山県告示第41号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成29年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012400 036	白浜町社会福祉協議会	西牟婁郡白浜町十 九淵274-1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	社会福祉法人白 浜町社会福祉協 議会	西牟婁郡白浜町十 九淵274-1	平成 28. 12. 31

和歌山県告示第42号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定

したので公示する。

平成29年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3052200 148	ひまり	田辺市下三栖1499-82	児童発達支援	特定非営利活動法人ころん	西牟婁郡上富田町岩田356番地の2	平成 29. 1. 1
			放課後等デイサービス			
			保育所等訪問支援			

和歌山県告示第43号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011000 639	多機能型障害者就労支援真絆	橋本市学文路字大柳136番地1	就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型	特定なし	有限会社ケイ・オフィス	橋本市神野々1050番地の3	平成 29. 1. 1

和歌山県告示第44号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012300 525	訪問介護えみ	新宮市緑ヶ丘1-1-34 明洋ビジネスセンター3号室	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	合同会社英	新宮市緑ヶ丘1-1-34	平成 29. 1. 1

和歌山県告示第45号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日

3011610 361	まごころランド	有田郡有田川町 大字中島859番 地1	就労継続支援 B型	特定なし	社会福祉法人 千翔会	有田郡有田川町 大字中島859番 地1	平成 29.1.1
----------------	---------	---------------------------	--------------	------	---------------	---------------------------	--------------

和歌山県告示第46号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3012400 044	白浜町社会福祉 協議会日置川支 部	西牟婁郡白浜町 日置197番地の1	同行援護	身体障害者 難病等対象者	社会福祉法人 白浜町社会福 祉協議会	西牟婁郡白浜町 十九淵274番地 の1	平成 29.1.1

和歌山県告示第47号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
GEO和歌山国体道路店
和歌山県和歌山市新生町302-2他4筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーブデンキ 代表取締役 杉本正彦
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後8時
（変更後）開店時刻 午前9時
閉店時刻 午前2時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前9時30分～午後8時30分
（変更後）午前8時30分～午前2時30分
 - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
（変更前）午前9時～午前11時

午後5時～午後8時

（変更後）午前6時～午後10時

4 変更年月日

平成29年1月28日

5 変更する理由

小売業者変更に伴う施設の運営方法変更のため

6 届出年月日

平成28年12月26日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年1月13日から同年5月15日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第48号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により紀の川左岸土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成29年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（平成28年11月18日退任）

職名 氏 名 住 所

理事 谷口美典 和歌山市西569番地

和歌山県告示第49号

県営水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 事業名 県営水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）下津地区

2 確定年月日 平成25年4月4日

3 工事を完了した時期 平成27年3月31日

和歌山県告示第50号

県営中山間総合整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 事業名 県営中山間総合整備事業吉原地区

2 確定年月日 平成24年8月3日

3 工事を完了した時期 平成27年3月31日

和歌山県告示第51号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条

の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業三栖新池地区
- 2 確定年月日 平成24年6月5日
- 3 工事を完了した時期 平成28年9月28日

和歌山県告示第52号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年12月28日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年1月26日まで縦覧に供する。

平成29年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第108号-1	御坊市湯川町富安字悪水219外1筆
平成28年度第108号-2	御坊市野口字新涯650-1
平成28年度第108号-3	御坊市野口字西高畑ケ282-1外4筆
平成28年度第108号-4	御坊市湯川町財部字橋爪433-1
平成28年度第108号-5	御坊市藤田町吉田字西ノ芝175-1外1筆

和歌山県告示第53号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年12月26日に認可した。

平成29年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第93号-1	日高郡日高川町和佐字大縄口1677外4筆
平成28年度第93号-2	日高郡日高川町千津川字西本谷4988-31外2筆
平成28年度第94号-1	海南市七山字北垣内229-1外1筆
平成28年度第94号-2	海南市野上中字下井田234
平成28年度第95号-1	日高郡みなべ町西本庄字川久保1111-1
平成28年度第95号-2	日高郡みなべ町芝字矢谷873-2
平成28年度第95号-3	日高郡みなべ町東吉田字田辺ケ坪614
平成28年度第95号-4	日高郡みなべ町谷口字上清水166-1
平成28年度第95号-5	日高郡みなべ町晩稲字清水谷1547

和歌山県告示第54号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市中辺路町近露字日裏2646の2（次の図に示す部分に限る。）、2655の2
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第55号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づきみなべ町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（空中写真測量、写真地図作成）
- 2 作業期間 平成28年4月28日から同年12月15日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高郡みなべ町全域

和歌山県告示第56号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高野橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市学文路字雫岩519番1地先から同市学文路字雫岩524番地先まで	旧	2.93 ） 4.52	59.35	
同上	新	3.22 ） 7.77	59.35	

和歌山県告示第57号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成29年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 高野橋本線

供用開始の区間 橋本市学文路字雫岩519番1地先から同市学文路字雫岩524番地先まで

供用開始の期日 平成29年1月13日

和歌山県告示第58号

平成28年度災害救助訓練ユニットの購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
災害救助訓練ユニット 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成28年12月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社プランニングネットワーク
東京都北区田端新町三丁目14番6号
- 5 落札金額
36,806,400円（うち消費税及び地方消費税の額2,726,400円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成28年11月1日